

ネットワーク取引に関する法執行調査協力のための暫定措置

第 1 条 市場監督管理部門のネットワーク取引法執行調査協力業務を規範化し、法執行調査協力の質と効率を向上させ、データセキュリティと個人情報セキュリティを保護するため、「中華人民共和国電子商取引法」、「中華人民共和国データセキュリティ法」、「ネットワーク取引監督管理弁法」、「市場監督管理行政処罰手続きの規定」及びその他の法律、法規及びその他の規定に従い、本弁法を制定する。

第 2 条 本弁法にいう法執行調査協力とは、市場監督管理部門が事件調査、事故処理、不良消費財リコール、消費者紛争処理およびその他の法執行活動を展開する際に、法の要件に従い、ネットワーク取引プラットフォーム経営者（以下、プラットフォーム経営者という）がプラットフォーム経営者情報および関連取引情報を提供し、調査協力事項を検証・確認し、その結果を回答し、市場監督管理部門の法執行業務に協力するという行為または活動を指す。

第 3 条 市場監督管理部門は、ネットワーク取引法執行調査協力業務を実施する上で、合法的、合理的かつ効率的な原則に従うものとする。プラットフォーム経営者から取得する情報は「必要かつ適切」の原則に従い、法が定める職務を履行するのに必要な範囲と限度を超えてはならない。

第 4 条 市場監督管理部門とその職員、プラットフォーム経営者とその職員は、調査協力に関与する場合、法律に基づき、個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、業務上の秘密情報、事案のいきさつ等の知識を守秘しなければならない、他人に漏らしたり、不正提供したりしてはならない。

第 5 条 県レベル以上の市場監督管理部門は、法執行の過程において、業務の必要性に応じて、法律に従い、プラットフォーム経営者に調査協力を求めることができる。

特定の期間、特定の 카테고리、特定の地域を含む商品またはサービスの価格、販売、売上額などのデータおよび情報は、国家市場監督管理総局および当局から許可された省レベルの市場監督管理部門が、プラットフォーム経営者に情報提供の協力を求めることができる。

第 6 条 市場監督管理部門は、法令に従い、プラットフォーム経営者に対し、プラットフォーム上の経営者の身分情報、商品またはサービスに関する情報、支払記録、物流お

よび速達配送、返品・交換およびアフターサービスの取引情報の提供を求めることができる。プラットフォーム経営者は、基準フィールドに従って法執行調査協力情報を提供するものとする。

市場監督管理部門は、案件処理の必要上、法律に基づいて、プラットフォーム経営者から基準フィールド以外の特別な情報を取得する必要がある場合、省レベルの市場監督管理部門に報告して承認を得るものとする。

第 7 条 市場監督管理部門は、プラットフォーム経営者に期限付き情報提供に関する通知書を送付し、法に基づいて調査に協力することを要請し、同通知書は同部門の責任者が承認し、市場監督管理部門が公印を押印するものとする。

期限付き情報提供に関する通知書には、通知番号、市場監督管理部門の部署名、プラットフォーム経営者名、根拠とする法令、調査協力の理由、調査協力内容、回答期限およびその他の関連資料が含まれ、連絡担当者、連絡方法が記載されているものとする。

市場監督管理部門は、基準フィールド以外の特別な情報を取得する場合、期限付き情報提供に関する通知書の中で情報取得理由を明記し、省レベルの市場監督管理部門が同意していることを示す関連証明資料を添付するものとする。

第 8 条 市場監督管理部門は、情報システムまたは郵便、ファックス、電子メールなど、プラットフォーム経営者が受領したことが確認できる方法で、期限付き情報提供に関する通知書を送ることができる。条件が整っている場合は、情報システムを通じて送付するものとする。

電子方式で送付する場合、プラットフォーム経営者が同意し、かつ送信先の電子的アドレスを確認するものとする。プラットフォーム経営者が自発的に提供した電子的アドレスへ送信する場合、プラットフォーム経営者の同意および確認があったものとみなされる。

第 9 条 市場監督管理部門は、その業務の必要性に応じてプラットフォーム経営者の所在地の市場監督管理部門に期限付き情報提供に関する通知書をカーボンコピー（報告）の形式で同時に送信することができる。

第 10 条 上級市場監督管理部門は、下級市場監督管理部門が実施する法執行調査協力の指導監督を強化するものとする。

プラットフォーム経営者の住所地の市場監督管理部門は、プラットフォーム内経営者の実際の事業場所の市場監督管理部門の法執行調査協力業務に積極的に協力するものとする。

第 11 条 プラットフォーム経営者は、市場監督管理部門から期限付き情報提供に関す

る通知書を受け取った日から 15 営業日以内に、調査協力作業を完了して返信するものとする。

調査が複雑で期限の延長が必要な場合、プラットフォーム経営者は、期限満了前に調査要請をした市場監督管理部門に期限延長の理由および延長期間を説明する通知を提出するものとする。延長期間は最大 15 営業日を超えてはならない。

迅速な処理を必要とする緊急状況においては、市場監督管理部門は先にプラットフォーム経営者と連絡を取ってから、対応する手続きを行うことができる。必要であれば、プラットフォーム経営者の所在地の市場監督管理部門に支援を要請することができる。

第 12 条 プラットフォーム経営者の法執行調査協力に対する回答書には、市場監督管理部門部署名、プラットフォーム経営者名、通知書番号（番号）、回答内容およびその他の関連資料を記載し、連絡担当者および連絡先を明記するものとする。

プラットフォーム経営者は、調査協力事項を項目ごとに説明するものとする。確認できる事項については明確に回答し、確認できない事項や調査協力ができない内容については、具体的な理由を説明するものとする。

プラットフォーム経営者からの法執行調査協力回答書には公印を押すものとする。電子データの形で提供する場合は、電子印鑑（デジタル署名）を押すものとする。

第 13 条 プラットフォーム経営者は、適切な手段により、自身が受領した調査協力における対応方式の具体的情報を明示するとともに、情報を受け取るチャンネルが開放されていることを保証するものとする。

プラットフォーム経営者には、国家ネットワーク取引監督管理プラットフォーム、全国 12315 プラットフォーム、既存のインテリジェント協力プラットフォームを通じて、市場監督管理部門の法執行調査協力業務の遂行を効率的かつスピーディーに支援し、データ相互作用の効率と品質を向上させることが奨励される。

第 14 条 経営者に対してインターネット事業拠点、商品閲覧、注文書生成、オンライン決済などのインターネット取引プラットフォームサービスを提供するインターネットサービスプロバイダーは、法律に従ってプラットフォーム経営者の法執行調査協力義務を履行するものとする。

インターネット取引事業者に宣伝・プロモーション、決済、物流・配達、ネットワークアクセス、サーバー・ホスティング、仮想ホスティング、クラウドサービス、ウェブサイトのウェブページ的设计・制作サービスなどを提供する事業者は、市場監督管理部門が法

律に基づいてオンライン取引違反を調査・処理する際に速やかに協力し、自身が把握している関連データや情報を提供しなければならない。法律、行政法規に別段の定めがある場合は、その規定に従うものとする。

第 15 条 プラットフォーム経営者が、市場監督管理部門が法に従い実施する法執行調査協力業務に対して、関連資料、情報を提供することを拒否したり、虚偽の資料や情報を提供したり、法執行監督管理行為を妨害したりした場合、「ネットワーク取引監督管理弁法」第 53 条の規定に従って処罰する。

第 16 条 市場監督管理部門の職員に職務怠慢、職権乱用、不正行為をした場合、または職務遂行中に知った個人情報、プライバシー、商業秘密を他人に漏洩、販売、または不正提供した場合、法に基づき法的責任を追及する。

第 17 条 本弁法は、国家市場監督管理総局が説明責任を負う。

第 18 条 本弁法は 2025 年 1 月 20 日より施行する。

付属文書：1. 期限付き情報提供に関する通知書

2. 法執行調査協力回答書

3. インターネット取引プラットフォームにおける法執行調査協力情報の基準フィールド

4. その他サービス・プロバイダーの法執行調査協力情報の基準フィールド

付録 1

_____市場監督管理局

期限付き情報提供に関する通知書

_____市監督管理局期限付き提供[_____]____号

_____（プラットフォーム経営者名）：

_____を調査・理解するため、_____の規定に従い、本通知書を受領してから 15 営業日以内に以下の資料を本局に提出し、資料に署名または押印してください。期限を過ぎても関連資料を提出しなかったり、提出を拒否したりした場合、法律に従って責任を負うことになります。

1. _____

2. _____

3. _____

連絡担当者：

連絡先電話番号：

連絡先住所：

添付ファイル：_____

_____市場監督局管理局

（印）

____年____月____日

本書は一式____部であり、____部を送達し、一部を保管、_____。

附属書 2

法執行調査協力回答書

_____（市場監督管理部門部署名）：

____年____月____日、_____（プラットフォーム経営者名）は、貴所から期限付き情報提供に関する通知書（____市監督管理局期限付き提供[____]____号）を受領しました。

現時点で関連状況について以下のように回答します。

1. _____

2. _____

3. _____

上記の情報は真実であり、有効です。

連絡担当者：

連絡先電話番号：

連絡先住所：

添付ファイル：_____

_____（プラットフォーム経営者名）

（印）

____年____月____日

注：本文書は参考テキストです。プラットフォーム企業は業務ニーズに応じて参照することができます。

附属書 3

インターネット取引プラットフォームにおける法執行調査協力

情報の基準フィールド

フィールドタイプ	番号	フィールド名	説 明
プラットフォーム内経営者身分情報フィールド	1	店舗住所	店舗リンク/URL
	2	店舗名	
	3	販売者名	店舗経営者のプラットフォームアカウント名
	4	業態	複数業態を展開する場合は、主要業態を記入
	5	電話番号	
	6	実際の事業所所在地	
	7	店舗認証タイプ	営業許可証／自然人認証店
	8	統一社会信用コード（登録番号）	営業許可認証店
	9	会社名	営業許可認証店
	10	法定代表者（経営者）	営業許可認証店
	11	登録タイプ	営業許可認証店
	12	事業所住所（事業場所）	営業許可認証店
	13	氏名	自然人認証店
	14	身分証番号	自然人認証店
	15	市場主体登録免除の自己宣言に関する情報	自然人認証店
	16	ライセンス名	
	17	ライセンス番号	
	18	店舗主体変更情報	もしあれば
	19	店舗開店時間	
	20	店舗閉店時間	もしあれば
商品またはサービス情報フィールド	1	商品（サービス）ID	
	2	商品（サービス）カテゴリー	
	3	商品（サービス）の販売記録	
	4	商品（サービス）出品時間	
	5	商品（サービス）の現状	
	6	前回、商品（サービス）直近出品時間	もしあれば
	7	前回、商品（サービス）直近販売終了時間	もしあれば

取引情報 フィールド	1	注文番号	
	2	注文状態	
	3	注文書作成時間	
	4	注文支払時間	
	5	支払方法	
	6	注文支払番号	
	7	注文完了時間	
	8	注文総額	
	9	注文支払額	
	10	商品（サービス）番号	
	11	商品（サービス）名	
	12	購入数量	
	13	販売価格	
	14	商品（サービス）関連情報	商品またはサービス情報フィールドを参照
	15	購入者アカウント	
	16	荷受人氏名	
	17	発送先住所	
	18	物流会社	
	19	荷物追跡番号	
	20	苦情/営業情報 (買い手の苦情の時期、苦情内容、買い手と売り手の証拠状況、プラットフォームの判断の根拠、プラットフォームの判断結果などを含む)	
	21	返品・交換情報	
	22	理由に関係なく7日以内に返品するカテゴリの商品かどうか	
ライブ配信情報フィールド	1	ライブ配信ルーム配信者情報	ライブ配信ルームが認証した企業の統一社会信用代码または個人身分証番号
	2	ライブ配信ルームが属する組織に関する情報	もしあれば
	3	商品（サービス）リスト	指定ライブ配信回数
	4	取引注文リスト	指定ライブ配信回数
	5	ライブ配信映像	指定ライブ配信回数

注：上記のように基準フィールドをすべてリストアップしました。市場監督管理部門は案件処理のニーズに応じて「必要かつ適切」の原則に従い、調査協力ニーズに基づいて対応するフィールドを絞り込んで取得します。

附属書 4

その他サービス・プロバイダーの法執行調査協力情報の基準フ
ィールド

番号	フィールド名	コンテンツ配信プラット フォーム	組み込みアプリケーション・プラットフォーム
1	アカウント名	提供可能	提供可能
2	電話番号	提供可能	提供可能
3	業態	なし	提供可能
4	店舗認定タイプ	提供可能	提供可能
5	統一社会信用コード	提供可能	提供可能
6	会社名	提供可能	提供可能
7	法定代表者	提供可能	提供可能
8	事業所住所	提供可能	提供可能
9	氏名	提供可能	提供可能
10	身分証番号	提供可能	提供可能
11	住所	提供可能	提供可能
12	店舗主体変更情報	提供可能	提供可能

出所先：国家市場監督管理総局 2024 年 12 月 18 日

https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202412/content_6993917.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。